

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前 (前 略)						改 正 後							
別表第1						附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 ただし、大学院法学研究科の項の改正規定中法政理論専攻に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者について適用する。							
												別表第1	
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考		
大学院法学研究科	法政理論専攻	講師	2年 ただし、再任の場合にあっては1年	可 ただし、1回限り		大学院法学研究科	法政理論専攻	講師	2年	否			
			(略)				法曹養成専攻	講師	2年 ただし、再任の場合にあっては1年	可 ただし、1回限り			
			(略)						(同 左)				
			(略)						(同 左)				
別表第2 (略)						別表第2 (同 左)							
別表第3						別表第3							
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
			(略)								(同 左)		
化学研究所	環境物質化学研究系	特殊環境微生物研究プロジェクト	助教	3年 ただし、平成21年4月2日から平成24年3月31日まで に任用される場合の任期は、平成24年3月31日までとする。	否		化学研究所						
	物質創製化学研究系			(略)			物質創製化学研究系				(同 左)		
				(略)			附属先端ビームナノ科学センター	生体分子反応場構造研究プロジェクト	助教	3年 ただし、平成24年4月2日から平成27年3月31日まで に任用される場合の任期は、平成27年3月31日までとする。	否		
			(略)								(同 左)		
(後 略)													